

出前講座報告書

実施日時	2024年1月18日 13:30~14:30	主催者名	津軽保健生協社会保障平和委員会
講師名	高松利昌	会場名	津軽保健生協会館 2階会議室
テーマ	国民健康保険料、2024年度介護保険制度改正内容		
参加人数	9人	報告者	高松利昌

【講座内容】

○どうなる社会保障……「財政制度審議会建議(2023.5)」によれば

・巨額の財政赤字によって財政支出を拡大させてきたのが、この30年間の日本の財政運営である。少子高齢化に伴う社会保障支出の拡大や各種危機対応の財政支出などが影響していると考えられる。

⇒社会保障支出の拡大などが巨額の赤字を生んだ元凶だと

・「全世代型社会保障」の制度を実現するため、医療・介護の議論を加速する必要がある。

○国民健康保険とは

・弘前市2024自治体キャラバン要望書への回答

⇒国民健康保険制度が社会保険制度であり、相互扶助を原則とする保険制度である

・青森県民健康保険連合会ホームページ

⇒国民健康保険(国保)とは、病気やケガをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が普段から保険料(税)を納め医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。これだと民間の保険と一緒に

・日本の国民皆保険制度の特徴①国民全員を公的医療保険で保障②医療機関を自由に選べる。③安い医療費で高度な医療。④社会保険方式を基本としつつ、皆保険を維持するため公費を投入。

○国保を含む社会保険とは

・社会保険の種類 健康保険、介護保険、年金保険、雇用保険、労働保険など

・民間保険との比較

項目	社会保険	民間保険
所得税申告で収入から控除される	全額控除	一部控除
加入の意思決定	強制加入	本人らの自由意思
保険料納入	給料、年金から天引き	自ら納入
納付金額	不服がある場合、行政不服審査法に基づき審査請求できる	契約の基づき合意

○社会保険、保険原理と社会原理

・『保険原理』…保険の技術を用いる ・『社会原理』…社会保障の目的に沿って保険を修正

・民間保険との主な相違点①法律に基づく強制加入②給付と負担が正比例の関係にならない③財源に国庫負担及び国庫補助が投入される…この点をしっかり押さえないと民間保険と同じ「助け合いの制度」になってしまう。

○国民健康保険料

・国保年金課長による口頭報告-保険料水準の完全統一、医療費は7~8%アップ、基準額が上がっている、県は2月までに6年度以降の方針についてプレスリリース、基金を基に6年度保険料引き下げても7年度に上げなければならない可能性も、令和7年度以降の保険料については令和6年度の状況により検討、次回運営協議会を4月中旬頃に開催し、賦課限度額等についても検討

○介護保険制度

当初の目論見	結論
介護サービス利用料負担割合原則1割を2割に、3割負担の範囲拡大	次期改正までに結論を得る
多床室の室料相当額を基本サービス費から除外	II型介護医療院と一部介護老人保健施設の多床室（8㎡/人以上）は月額8千円相当（ただし、利用者負担第1～3段階は補足給付により除外）※実施：R6.8より（引き続き住宅との負担の公平性等を踏まえ、さらに見直す） 基準費用額（居住費）に光熱水費分として60円/日 ※実施：R6.8より（生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者は除く）
要介護1、2への訪問介護、通所介護を介護保険から総合計画へ移行	次期改正まで引き続き検討
ケアプラン作成費用を利用者負担へ	次期改正まで引き続き検討
介護保険料値上げ	介護報酬改定（介護職員の処遇改善分+0.98%、介護職員以外の処遇改善+0.61%計+1.59%）、施設の光熱水費の基準費用額増額に+0.45%⇒保険料値上げ圧力に
福祉用具貸与制廃止	貸与と購入の選択制/次期改正まで引き続き検討

これらの他に、介護保険料の値上げ圧力が働いている。

○社会保障政策の破壊をどうやって防ぐか

- 各分野での大衆運動を大胆に提起し、広げる
一昨年から昨年まで取り組んだ署名は43万筆、大きな力に
弘前市の介護保険を良くする会だけではなく、国保分野も
- この地で医療と福祉分野で先駆的に発揮してきた津軽保健の役割
- 次期国政選挙で政権を国民の手の取り戻す
膨大な軍事費予算の確保、財界からの献金と裏金作り、庶民には増税する一方で大企業には減税、人権を阻害……
社会保障分野を財政赤字の原因という政権にさようならを！

【質問内容】

なし